# 近世京都商家における家訓作成の根本要因

### 家訓作成の必然性

である。 近世京都の都市社会において、町組(町連合)、町、五人組という 近世京都の都市社会において、町組(町連合)、町、五人組という 近世京都の都市社会において、町組(町連合)、町、五人組という である。

訓であった。同族家訓には所属員の日常生活やハレの行事、商業活動の大いののでは、ノレンウチの商売の繁栄と「家」の永続が推進される。毎月が守るべき共通の規範が必要となる。そこに生まれたのが同族家園とし、ノレンウチという同族意識の元で経済活動やなノレン印を共通にし、ノレンウチという同族意識の元で経済活動や家同族団の家訓の意義について考察したい。商家同族団は一般に屋号本稿では商業活動の円滑な発展と「家」永続のために形成された商

## 赤 田 光 男

における守るべき規範が掲げられており、年間数次これを読み聞かせた。 また本家主人が「家」の安泰、永続を危うくするような行動をした時には、別家といえども本家主人に対して諫言をすることが肝要で、それは主人に対する仕える者の「忠」でもあると説く事とが肝要で、それは主人に対する仕える者の「忠」でもあると説く事による精神的・組織的「家」運営によって、厳しい社会を耐えぬこうによる精神的・組織的「家」運営によって、厳しい社会を耐えぬこうによる精神的・組織の発展のためには必然的に不可欠なものとなった。また本家主人が「家」の安泰、永続を危うくするようなと同族共同体組織の発展のためには必然的に不可欠なものとなった。

を作成する必然性があった。

を作成する必然性があった。
「家」の永続、繁栄をはかるために家訓暴落、遊芸放蕩、法違反などで、絶家や衰家となる状況が近世の京都があった。貸し倒れ、営業不得手、営業拡大による失敗、商品価格のがあった。

年(一七二八)頃に作成し始めた『町人考見録』には、京都の豪商四三井惣領家の三代目、三井高房(一六八四~一七四八)が享保一三

ように記している。後の実態が詳しく記されている。この書の作成目的を同書末尾に次の六家の由来、繁栄時の状況、居宅、業種、没落要因、没落状況、没落

世書は中西宗助、より~~予語而云、今先祖親~~の功業によつ に書は中西宗助、より~~予語而云、今先祖親~~の功業によつ がして、一名一致に家業をつとめ、先は時節を得、商に不足なしとい を書記して、予是をあたふ。しば~~序跋を加へ、文義をかざら を書記して、予是をあたふ。しば~~序跋を加へ、文義をかざら を書記して、予是をあたふ。しば~~序跋を加へ、文義をかざら を書記して、予是をあたふ。しば~~序跋を加へ、文義をかざら を書記して、予是をあたる。 とば、家門の輩にも見せ度旨をす、 を書記して、予是をあたる。 とば、家門の輩にも見せ度旨をす、 を書記して、予と留る者也。

陰二種の家訓が作成され、三井同族の繁栄がはかられた。 落家確認書としての『町人考見録』 続のための規範としての「遺訓」、『宗竺遺書』、絶家しないための没 を確認することによって三井同族の戒めの鑑としたわけである。 家家祖高利は元禄七年(一六九四)頃に「遺訓」を残し、二代目高平 の規範作成と共に、他方絶家、衰家の実例を知る必要があった。 の家の盛衰の鍵を握ることになったから、絶家、衰家とならないため ら 協栄を目ざした。三代目高房の『町人考見録』は京都商家の没落状況 方法、節倹、主人の役割、 は享保七年(一七二二)に『宗竺遺書』を定め、 人の盛衰は其主の守りにあり」というように、歴代当主の家運営がそ 「町人の家を失ふ趣」を聞き記して一書としたことがわかる。 番頭の中西宗助のすすめにより、高房は父で二代目高平(宗竺) 同族子弟の修業などを規定し、三井同族 が三代目迄に出揃った。 同族の団結、 いわば陽 営業の 家永 町 か

『町人考見録』の序には家の永続がいかにむつかしいかを次のよう

に記している (振仮名は省略)。

ŋ, 眼前に知る所也。(下略 師の名ある町人、二代三代にて家をつぶし、あとかたなく成行事 第に利まどひに成、果は家をつぶす者、 をしらず、物入の多なるにまかせ、手廻しに人の金銀を請込、 金銀を大切と云事をしらず。故に自然と世風を見習ひ、 其孫の代に至りては、はや家の富貴より育立、物ごとのかんなん、 で富ざるうちに生立習ふ故に、漸其一代は守り勤といへども、 子家を継、 を継で其家をと、のふ。 入多成行まゝに、其身も漸年老、 代身をつめ、家職の外に心をおかず、かんなんしんくを積で、其 より次第に経上り、 つとむ。京・江戸・大坂の町人は、其元祖、或は田舎又は人手代 に、心におのづからうつる事なし。爰を以ておほく代を累て業を はそれぐ~の国主・地頭に憚り、其上目にさのみ美麗を見ざる故 へども、先は金銀の利足にか、るより外なし。然るに田舎の町人 それ天下の四民士農工商とわかれ、各其職分をつとめ、 家職を人まかせに仕置て、うかくへと月日を暮し、 其ものは親のつましきことを見覚へ、又は其家のさま 商売をひろげ、富を子孫に伝へんと、 就」中町人は商売それぐ~にわかるとい 物心附といへども、家業のみち 世のならはしと成。 心たかぶ 身躰に物 子孫業 凡京 次

故に、尤よくつとむ。只商家耳後は手代まかせ、其身は代の続くにし姓・職人等は数代家を伝ふる事、一日も怠るときは、忽食をうしなふついに没落していく例が眼前にあると説き、さらに序の末尾に、「百目に至り、初代の艱難辛苦を知らずに家職を忘れて怠惰な生活をし、田舎から出て来た者や奉公人が苦労して一家を構えても、二代三代

には

丸屋 で、とくに二代目や三代目に倒産している例が目につく。三井高房は がえる。いずれも金銭に首を締められて没落していく商家の悲哀史 侈、不行跡、借金、道路開削、新田開発、鉱山掘削、商業不得手、安 す。その概要をまとめてみると、後掲付表のような内容である。業種 大名貸をすることが厳禁となっていた。 れている。とくに大名貸による貸し倒れが圧倒的に多く、三井家でも こうした没落商家実録を書き遺すことによって、後世の子孫の戒めと 売商法損銀、手代まかせの家業などからついに没落している様がうか などであり、一度は富豪商人になったが、大名貸、町人貸、遊楽、奢 蔵元、上澄商、小間物商、薬種商、呉服商、糸商、関東問屋、巻物商 は長崎商人、長崎問屋、両替商、町貸、質屋、麻苧問屋、衣金入商、 らまし爰にしるす耳」と結び、次いで四六家の家毎の盛衰を詳しく記 たがひ、家業をわするゝを以て、終に家をうしなふ。前車の覆るを見 したのである。個家のみならず、同族が共倒れしている例(那波屋) 後車のいましめのため、見および聞伝ふる京都の町人、盛衰をあ (花房一党)、片木) もあり、 商家の不安定な状況が如実に示さ

## 一 矢代家家訓の作成経緯と始祖の人生史

したものがこの「定メ」である。全三六カ条から成る「定メ」の末尾の子で二代目好玄が父の存生中に父より聞いた事柄をまとめて一巻との先祖が「定メ」を作成した。矢代家の始祖は庄兵衛宗円といい、そに、現在中京区室町通二条下ルで繊維製品卸売業を営む矢代仁兵衛家『町人考見録』が作成されて三〇年後の宝暦八年(一七五八)三月

ている。このようにして「定メ」の精神の共通認識を深めることが推 有之候間、承知致シ候義アラく\思と出シ、前後文盲愚筆ヲ顧ミ とあることからも、この「定メ」の作成経緯が明らかである。作成さと規定している。しかし「一統ノ事故多人数」であり、理解しにくいと規定している。しかし「一統ノ事故多人数」であり、理解しにくいと規定している。しかし「一統ノ事故多人数」であり、理解しにくいととも尋ねることが出きかねるので、前もって個々の家で正月二日ととも尋ねることが出きかねるので、前もって個々の家で正月二日ととも尋ねることが出きかねるので、前もって個々の家で正月二日ととも尋ねることが出きかねるので、前もって個々の家で正月二日ととは、同族間、承知致と解析である。作成さる。このようにして「定メ」の精神の共通認識を深めることが推された後、同族間に「定メ」の精神の共通認識を深めることが推さる。このようにして「定メ」の精神の共通認識を深めることが推された後、同族間に「定メ」の作成経緯が明らかである。作成さることが推さいる。このようにより、一般に対している。このようにより、一般により、

っている。が語られており、まさに始祖崇拝昻揚のための「定メ」の典型例となが語られており、まさに始祖崇拝昻揚のための「定メ」の典型例となしたので自家を始祖家としてやがて同族を構成するようになった顚末る。奉公に出た庄兵衛がノレンワケによって別家となり、本家が衰退る。本公に出た庄兵衛がノレンワケによって別家となり、本家が衰退ところで「定メ」の最末尾には、始祖庄兵衛の人生史が記されてい

市兵衛殿御方へ奉公ニ御越シ成サレ候
レ候故、元祖御心ニ如何ハ敷思シ召御暇ヲ請ヒ、夫レヨリ誉田屋
店へ御越被成候処、其節支配アリテ足袋店へ遣ハサル可ク申付ラ 店へ御越被成候処、其節支配アリテ足袋店へ遣ハサル可ク申付ラ を十二ニシテ父ノ仰ヲ蒙リ京都へ奉公ニ出テ給ヒ、槌屋九兵衛殿

等ノ類」を売り広め、一五歳の年からは「商先キヲ引請ケ次第ニ御出誉田屋市兵衛方が奉公先と決まり、翌年からは「日々木綿切レ袖口

進された。

をノレンワケさせることにした。 は、市兵衛は聞入れなかった。そこで「御隠居」の独断で庄兵衛 は、市兵衛は立腹して銀子五百匁をやるから奉公をやめるように申し が聞いて押し留めようと になり、庄兵衛は奉公人の身分ながら主人に諫言をしたところ、 が聞いて押し留めようと したが、市兵衛は別になった。すなわち奉公して三年目に早くも得意先廻

其外所々抱屋敷ヲ御求メ被成候

本労遊バサレ候故、段々御出世被成候テ、則チ室町ノ居宅買得、御家業専一ト御務メ被成、夜分ニハ津キ臼ニテ米ヲ自身御ツキ御迄ニ当地ヲ廻リ晝ヨリハ大津或ハ伏見迄モ自身箱ヲ持チ御越シ、少トテ是レヲ給ハリ候、夫レヨリ裏店ヲ借リ御商ヒ成サレ候。晝御隠居ヨリ仰セラレ候ハ、大功アル庄兵衛事故、暖簾ヲ遣ハスベ

奉公人別家を許された庄兵衛は裏店を借りて商売を始め、家業専一奉公人別家を許された庄兵衛は裏店を借りて商売を始め、家業専一本公人別家を許された庄兵衛は裏店を借りて商売を始め、家業専一本公人別家を許された庄兵衛は裏店を借りて商売を始め、家業専一本公人別家を許された庄兵衛は裏店を借りて商売を始め、家業専一本公人別家を許された庄兵衛は裏店を借りて商売を始め、家業専一を公人別家を許された庄兵衛は裏店を借りて商売を始め、家業専一を公人別家を許された庄兵衛は裏店を借りて商売を始め、家業専一を公人別家を許された庄兵衛は裏店を借りて商売を始め、家業専一を公人別家を許された庄兵衛は裏店を借りて商売を始め、家業専一を公人別家を許された庄兵衛は裏店を借りて商売を始め、家業専一を公人別家を許された庄兵衛は裏店を借りて商売を始め、家業専一を公人別家を許された庄兵衛は裏店を借りて商売を始め、家業専一を公人別家を許された庄兵衛は裏店を借りて商売を始め、家業専一を公人別家を許された庄兵衛は裏店を借りて商売を始め、家業専一を公人別家を許された庄兵衛は裏店を借りて商売を始め、家業専一を公人別家を許された日本のである。

た。

本家に思いを寄せた。

キ者也 キ者也 本家ノ相立タザル事ヲ御歎キ成サレ、右市兵衛殿儀本心ニ立チ返本家ノ相立タザル事ヲ御歎キ成サレ、右市兵衛殿儀本心ニ立チ返本家ノ相立タザル事ヲ御歎キ成サレ、右市兵衛殿儀本心ニ立チ返

同族所属員は始祖の教えを守ることによって愈々協栄を目ざそうとしたのの関とを記しないことを同族員に教示したのであった。同族の結め上のように始祖(元祖)庄兵衛宗円の艱難辛苦の人生史を語り、度「定メ」を読み聞かせよと記している。 ここでも年に二 本家の再興のために、郷里の父親(二代目からみると祖父)の親孝

ト立身ヲ致サル事ハ聖賢ノ言葉ニモ述へ給ヒテ、正シキ人ノ道也」と 
大代好玄(京都矢代家二代目)という系譜の中で、二代目好玄は元祖 
矢代四平(亀山矢代家)――矢代庄兵衛宗円(京都矢代家元祖)―― 
矢代四平(亀山矢代家)――矢代庄兵衛宗円(京都矢代家元祖)――

た石門心学の教えの影響の中で形成されたのではなかろうか。である。このような町人道ともいえる思想は、京都町人に人気のあっ家業を続けた元祖は必然的に立身し、家を興したという結論になるのいう。主人市兵衛家に対する忠、親四平に対する孝をはかり、誠実にが修まり、家業を第一にする心も生まれ、自然と立身出世するのだとし、誠の心で親孝行や主人に仕えることは人道に叶い、そのことで身

## 三 矢代家家訓の内容

の分析とその特徴をみていこう。程をみてきた。本節では具体的に全三六カ条にわたる「定メ」の内容前節で矢代家家訓である「定メ」の作成経緯と元祖宗円の創家の過

何よりも大切であると述べる。
第一条には遵法、親孝行、主人に忠孝、下の者に憐れみを施すことが第一条には遵法、親孝行、主人に忠孝、下の者に憐れみを施すこと第一条には遵法、親孝行、主人に忠孝、下の者に憐れみを施すこと第一条には遵法、親孝行、主人に忠孝、下の者に憐れみを施すこと

く不忠行為であるから朋輩和合こそ肝要だとする(第三条)。朋輩中と、もし争うようなことがあれば家騒動となり、それは主人に弓を引方を説く。番頭から小者に至る迄の朋輩は睦まじく、真実で交わるこ二条が主従間のあり方であるのに対して、三、四、五条は仲間のあり第三、四、五条は奉公人仲間(朋輩)の和合の大切さを説く。一、第三、四、五条は奉公人仲間(朋輩)の和合の大切さを説く。一、

専一にし、小者に至る迄指導すること(第五条)。を正し、主人に成り替って内外に心を付け、家のためになるべき事をば用捨なく届出ること(第四条)。番頭並の者は特に心を慎み、行儀不埒がましき者がいれば意見を加えて戒め、もし不埒をした者がいれ

習や算盤の稽古をさせること(第一九条)。店の者が諸見物に出かけ 場合は、一カ月の間によく注意をして見分し、見込みのない者は評議 となく知らせること 戒め、倹約に勤めること(第一四条)。家内の病人は心を尽くして看 猥りがましき行為はせず、行儀に心がけること(第一三条)。 禁で、自分勝手な商売もしてはいけない(第一二条)。家内の男女は は商事をすること、そうでなければ延引きするべきこと(第一一条)。 買物に関する注意事項(第七条)、売れにくい商品でも商品価値の高 物の値段の高下などを考慮して買い入れること(第六条)。 を出し、仕入れ方については残りの商品の多少、時々の模様風合、 の上親元に戻すべきこと(第一八条)。子供(丁稚)が暇な時には手 ること (第一六条)。触書や町の伝達その他何事によらず失念するこ 病すること(第一五条)。店則は今迄通り年二回怠りなく読み聞かせ ○条)。新得意はよくよく吟味し、身元が確かな者と判断した場合に てて頼み、客の注文通りに出来上るように日々気をつけること から、商品は買手のためになるように心懸け、また誂物は機屋を見立 九条)。常得意衆はいうまでもなく、切一寸を買う者でも旦那である い物は時には買うこと(第八条)。商品は毎年土用干しをすること(第 第一二~二三条は日常の生活規範である。博奕勝負事諸相場事は厳 第六~一一条は商売のあり方についての規範である。 (第一七条)。奉公人として子供 (丁稚) 各自商売に精 西陣織 華麗

家法は定めの通り守ること(第二三条)。えた朋輩の「落着」の儀は互いに親愛をもってすること(第二二条)。の廻り品を自分勝手に拵えてはいけない(第二一条)。年季奉公を終る時には、主人の指図を受けて出かけること(第二〇条)。衣類や身

て出ること、やむをえない事情で遅くなった場合は帰ってきた時に早 意先での付き合いはするな(第三一条)。 速理由をいうこと(第三〇条)。売買先以外の所に立入るな、また得 を吟味して通い帳を消すこと(第二九条)。朝より商内に出た者は正 買った当人とは異なる人物を遣した場合でも、三日の内に当人が商品 買入れた商品で絹に疵があったり尺違いがあって交換に行く時には、 相手となった当人は委細を算用帳に記すこと(第二八条)。 手となった者以外の余人に金子を請取らせるように心得ること、 わすこと(第二七条)。買手より代金を受取る時には、買手と商談相 多少によらず商品を受取ったことを示す判書判を取り、 いずれも早く「見セ帳」に記入しておくこと(第二六条)。買手より せる商品は並べる時に、得意先に見せに行った商品は店に帰った時に 担とする(第二四条)。年来の得意先の支払いが少しでも滞った場合 はいけない。もし自分勝手にして損金を生じた場合には当人の自己負 や朋輩中と相談してすること、指図のない自分勝手な商内は一切して 続いて第二四~三一条は「商内」に関する内容である。商内は主人 第三者を中に入れた商売をすること (第二五条)。 店に並べて見 西陣に買物に出た者は日暮に帰るべきこと、その際行先を言っ 相談の上その人物とは「取続商内」、すなわち直接取引ではな 帳面と引き合 西陣より 商談

さいごは火の用心や戸締まりについての条である。すなわち出火の

条)。 条)。 条)。 を対応している者は早く帰ること(第三二条)。毎夜店や土 株)。 を対している者は早く帰ること(第三二条)。毎夜店や土 を対しておっている者は早く帰ること(第三二条)。 生蔵や戸前締役は他 時には他所に行っている者は早く帰ること(第三二条)。 毎夜店や土

全体の総括が記されている。 以上三五ケ条が「定メ」の概要である。そして最後の第三六条には

輩睦間敷勤ム可キ事ヲ怠ラズ、家業ヲ精出シ互ニ心ヲ付ケ下朋輩 リ、 クナレバ忠孝ヲ全クシ自ラ天理之冥理ニモ相叶ヒ申ス可キ者也 シ候へバ、主人ハ親ノ如ク家内ハ子ノ如ク成ル可シ、 ヲ引上ケ仕入追々相続ケ者ヲ取立、 ベキ事也、 ニ至ル迄モ我子ノ如ク思ヒ、願フ処ハ人々相続致サセ申サテハ主 仍テ此ノ定書ヲ相認メ互ニ相続ヲ希フ処如件 難義ヲ掛ケ候事不孝トヤ曰ハン不忠トヤ曰ハン、是レ第一ニ慎ム 未繁昌ヲ祈ル事ナリ、然ルニ人欲ニ引カレ不奉公ヲ致シ親請人ニ 何ヲ願ヒ奉公ニ出シ候哉、首尾能ク相勤メ相応ノ商売ニモ本ツキ 人之役目、相勤マリ申サズ候、又家内ノ人ハ其身ハ勿論親ノ心、 然レトモ我勝手二迷ヒ暗ク成リ行キ候、 何卒人ハ人ノ道ヲ正シク勤メ渡世致シ度候、最モ主人ハ小者 人タル者仁心ハ元ト天ヨリ受ケ得テ己ニ備ハリタル 此願成就セン事如何スベキナレバ、先己ガ身ヲ治メ朋 主人ノ家ヲ厚クシ各立身ヲ致 暗キ時ハ畜生ニモ劣レ 実ニ斯ノ如 物ナリ、

このように主人と奉公人は親子のような関係であり、主人(職親

出していけば、立身をすると説いている。に対する忠、実親に対する孝を積み、朋輩共に仲良くして家業に精を

世代的継承という理想的理念を生んだ。 世代的継承という理想的理念を生んだ。 以上のように、(1.遵法、(2)親孝行、主人に対する忠孝、下の者への以上のように、(1.遵法、(2)親孝行、主人に対する忠孝、下の者への以上のように、(1.遵法、(2)親孝行、主人に対する忠孝、下の者への以上のように、(1.遵法、(2)親孝行、主人に対する忠孝、下の者への以上のように、(1.遵法、(2)親孝行、主人に対する忠孝、下の者への以上のように、(1.遵法、(2)親孝行、主人に対する忠孝、下の者への以上のように、(1.遵法、(2)親孝行、主人に対する忠孝、下の者への以上のように、(1.遵法、(2)親孝行、主人に対する忠孝、下の者への以上のように、(1.遵法、(2)親孝行、主人に対する忠孝、下の者への以上のように、(1.遵法、(2)親孝行、主人に対する忠孝、下の者への以上のように、(1.2)

のような家訓が必然的に作成されたのである。家訓は「家」の精神的 諌言することも説かれている点、タテ的な系譜や序列は厳存しながら 代目、三代目が始祖の遺言をまとめるという形式をとる例が多い。こ の中には同族や奉公人仲間の和合が示されており、奉公人から主人へ ていくためにも、二、三代目の世代に家の態勢の建て直しをする必要 は先の『町人考見録』でみるように、しばしばあったが、 れは家訓の聖化、権威化を意味する。二、三代目に家が崩壊する事例 るが、このように始祖崇拝から始まったと推定される。始祖崇拝は同 から、堅実な当主や手代がいる家では家訓作成が行われた。また家訓 起する理念がよくみられる。日本における先祖崇拝も、 家訓形成過程には始祖の業績を殊更詳記し、始祖に対する崇敬を喚 (氏族)の統一をはかる上でも不可欠であった。近世の家訓には二 ヨコ的な柔軟なる団結も存在していた。そして近世の貨幣経済の 都市商業のめまぐるしい競争を勝ち得ていくために、こ 時代こそ異な 家が繁栄し

経済的大黒柱となって機能したといえよう。

学と町人との交流が次のように記されている。年(一七九五)自跋の『譚海』(巻の九)には、京都における石門心らに家訓と石門心学との相関性を比較検討する必要があろう。寛政七へ後、京都の商家の家訓と都市民俗の展開を検討する予定だが、さ

朱の本然の気質にもとづき、至極の所は釈老の旨とひとしく、 戸に在住し、盛に本心の旨を説さとせしかば、諸侯をはじめ諸 ひろめしかば、いよく〜教盛に成て、京都をはじめ諸国にも此を する事に成たり。嘉左衛門歿して其子嘉左衛門と称し、 先生の弟子ぞとて、其人に教て鳥辺野におもむかしめ、墓を拝さ 先生の旨を得られし事なれば、嘉左衛門が弟子にはあらず、 りて、断書といふものを其人にあたへ、今日よりはすなはち石田 いふ事を得たるもの数百人に及たり。此本心のむねを得る時に至 く勤ける故、其説大におこなはれ、嘉左衛門をしへにて、本心と 京都の産にて、 したる時洛東鳥辺野に葬たり。門人の中に手島嘉左衛門といふ者 の趣を愚俗の人にあまねくつたへけるに、門人あまた出来て、 なせり。此勘平丹波の産にて、本心を得るといふ工夫をなし、そ 心の安立する所を得るを肝要とくみたてたる事にて、 の招待にあづかり、大賈の番頭などおほく帰依して、 しへを伝る人数多出来しなり。嘉左衛門門人に中津道二といふ者 ○享保の比京都に石田勘平と云儒者有、朱学にて専ら一流の へを信ずるもの万人にあまりたりとぞ。其をしふる所の大意、 大坂の産成しが、諸国にあそびて此道をひろめ、当時天明の比江 引つぎて本心の講釈をなし、俗言をもちてあまね 禅家悟入の 男女此をし 父の道を 石田 教を

信じいたゞく事かぎりなし。俗人をすゝめみちびくには、又巨益 のぞむもの、或は不孝をあらため、又は放蕩成身を悔て節をあら もよく心理の義を会して、人にをしふる故、たび〳〵講談の席に 至る所市をなし、感服せずといふ事なし。此道に無文の男なれど 男女の席をわけて、しるしらず、人をまねき、其弟子の世話する 取やうに物語にし、又は仮名にて平話に、其をしへを書あらはし 理に粗かはる事なし、儒の道をやはらげて、平話にて人のよく聞 ため、正しき道におもむくものあまたありしかば、たふとき事に すすめ、講談をするとても座料などと云事一銭もとらず、其座敷 てず、たとへば其むねを著たる書を披露するとても、何とぞ是を たる書もあまたあり。只俗人を教ふる事を先として、おのれをた より説をうるやうにもふけかまへたれば、人々よろこび帰依して て、さりとては御気のどく成事、よう御こしありしなどと、此方 よんで御かんがへ下されよなどと、無心いふやうにたのみて人に 袴を着て入来る人の草履はき物まで、丁寧にあづかり取扱

少からずといふべし。

も家訓の中に織り込まれることになったらしい。今後検討することに る不安にいつもあった商家の道徳規範ともなり、それは家訓作成時に 道、 して一まず本稿を終える。 平易に人の道を説く心学が町人に受け入れられた。儒教、 民俗を習合させたこの学問は、町人の心を安定させ、また没落す 仏教、 神

### (1) 注

- 化史研究』第二九号 赤田光男「京都の地縁制と同族制 平成一〇年 ―都市民俗研究に寄せて―」 『日本文 日本文化史学会
- (2) 三井高房『町人考見録』中村幸彦校注『近世町人思想』(日本思想大系 59 所収 昭和五〇年 岩波書店
- 京都府編 『老舗と家訓』所収 昭和四五年
- (4) (3) 収 津村淙庵 昭和四四年 『譚海』竹内利美ほか編『日本庶民生活史料集成』第八巻所 三一書房

## 京都富豪町人の盛衰 (『町人考見録』により作成)

付表

							-
小牧惣左衛門	阿形	両替善四郎	両替	糸屋十右衛門	平野	<u>一</u> 村	高屋
	宗珍	1四郎	善六	有	祐見	寿安	清六
講中頭取となる で順古と称し、寺の 祖惣左衛門は法躰し 勢州小牧村出身、元	江戸大火後京へ引越の御用達、七十年前山にて身上よく成、山にて身上よく成、		と富貴になる	で富裕、後京住商、大坂への回送米越前敦賀の津の米	代官平野藤治の一家	京、高屋と縁者の時浪人となり入越後家家臣、一伯卿	く持ち入京 中、浪人し金銀を多 中、浪人し金銀を多
用達名の仕送り金銀の御に両替店あり、諸大に両を上紙店、駿河町	阿形一家多し	すへ一万三千貫目を貸五十年前長州毛利家	などの遊楽を極める方の屋敷、茶湯能楽両の分限者、一町四両替有徳者、二三十万両を	光寺)建立持、西鳴滝に禅院(妙物の茶道具多く所一二代の十右衛門名	富栄	大分の金銀所持	水寺奥の御堂建立大屋敷を構える、清
三条武藤町		室町通大門町	町下立売烏丸西へ入ル	京聚楽へ引籠る	→両替町へ移住 町 西洞院六角下ル池須	下立壳室町	端) 両替町行あたり (南
両替商			両替商				
借 銀 貸、	告 世 银 贷、	借 銀 貸、	大名貸、	大名貸、	大名貸	大名貸	大名貸
町人よりの	町人よりの	町人よりの	遊楽	奢侈			
代に身上潰四十四五年前二代目	家全て身上潰の形一	三代目に潰	潰二代目善六代に身上	七八十年前身上潰	五十年前身上潰	潰石河自安と同時身上	四五十年前身上潰
	に阿形一家一軒も無藩家中となる、京都		却、跡無元禄の中程に家沽	果つ		其身一代にて果つ	

左 那 演 屋 九 郎	衛 門 屋 久 左	新屋伊兵衛	三宅五郎兵衛	衛門 大黒屋徳左	図ズ 子シ 口グ	衛門 平野屋 清左
先祖は播州那波出身	用事担当 上杉家に出入、上方 髪結、代々米沢城主		る では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			袋屋と一家
六千貫目、正斎は二大千貫目、正斎は京一番の有徳門素順家と弟十左衛門素順家と弟十左衛門素順家と弟十左衛門素順家と弟十	も大家を持つ 東洞院四条下ル丁に 東洞院四条下ル丁に も大家を持つ	中位の身上	大名貸にて中位の身数家あり、五郎兵衛と宗也は家原自元とと。			とぼす灯明蔵あり母の代に不断灯明を目余の身上、二代目目余の身上、二代目
素順…小川二条上ル 正斎…小川三条上ル 正斎…小川三条上ル 正斎…小川三条上ル 正斎…小川三条上ル で購入)	ア 一 三条通柳馬場西へ入	代) 三条通 (親伊兵衛の	中立売	新町二条下ル丁東が	がわ室町通御池上ル丁西	町に移住
	麻苧問屋			長崎問屋	長崎問屋	質 の 町 人 相 手
死去、三井家三代目 の弟相続(三代目九の弟相続(三代目九郎左衛門)するが早 世、末弟が四代目相 世、末弟が四十才程で をまるが四十才程で	の金銀を使い果すの金銀を使い果す	子の伊兵衛能芸にふ	大名貸	の借銀千二三百貫目	の借銀千四五百貫目八十年程前町人より	の材木商売に失敗日愚か者で長崎の薬工代目病身者、三代
借銀を訴えられ、京 外上潰 一 り上潰	三十年程前身上潰	三十年前身上潰	五郎兵衛子宗也身上 一変いずれも大	に処せらる	多額の借銀のため板 を関係しまりでは のため板	身上潰四十年前三代目代に
替り、其のまま有	跡形無跡形無	夫として就職阿波蜂須賀家へ能太	に 世と 性と 性は 神川に 滞留 はる で で で で で の 庇護 を 受 に は の に で の に で の に で の に に の に に の に に に に に に に る に る に る に る に る に る に に に に に に に に に に に に に			跡形無

	銀を年賦返済にする三代目の時衰家、借	大名貸、三代目不器二代目は四千貫目の		室町御池町	地を銀百貫で購入、紹貞二十間口の屋敷	利)の兄、二代目三元祖紹貞は宗寿(高	衛門 三井三郎左
	上潰との九郎右衛門代身	衛門不行跡者	長崎商人	室町通二条上ル町	め普請した屋敷有 番浅野侯を招請のた 西洞院池須町に広島	那波屋、井筒屋と縁	右衛門和久屋九郎
久住一家皆々逼塞	十年前跡形無	大名貸	長崎商人	(那波屋の隣) 西洞院二条上ル町	一 と同様中京有徳者の 那波屋、和久屋など	先祖は勢州神戸出身	久住権兵衛
	産で事済	身上潰 身上潰 身上潰 を受け裁 を受け裁 を受け裁 を受け裁 を受け表		兄浄巴は四条通	身上よし		八文字屋宗貞
居宅半分売逼塞	代に家潰	敗 される、新田開発失 される、新田開発失 される、新田開発失	長崎問屋	丁二条通室町西へ入ル	まく成る 子が徳分となり身上 上	年前長崎問屋、唐人 年前長崎問屋、唐人	金屋勝右衛門
	二十年前潰	大名貸	両替商	室町通出水上ル丁	の大屋敷の大屋敷		衛門 次郎右
に困窮を極む は売却し日々の生活 家は質物に入、財宝	三十年前不手廻し	大名貸	両替商	室町通下立売上ル町	名貸の問屋、長者殿石十年前は京・大坂	名字は井川	両替善五郎
		三郎左衛門の子を五芸州藩よりの拝借、久留米藩よりの拝借			舞人とも身分以上の振三千貫目の身上、両		

衛 上次系	玉屋忠兵衛	三木権大夫	左衛門を物	同 彦右衛門	三井六右衛門	
き者 一、 蒔絵の粉の上澄	を有する者親好叔は殊外商人心	先祖は播州三木出 身、先祖は浪人者で 身、先祖は浪人者で 見田家家老栗山大膳 の縁者、元は筑前屋 と名のる		衛、弟彦右衛門	と名のると名のる。後法躰して道恵の子を養子にし、二の子を養子にし、二の子を養子にし、二の子を養子にし、二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	部左衛門浄貞、三代 別を を は り に の 御用をつ と む
四五千貫目の身上郎、辻らと大名貸、四五十年前迄善五	二番の大名貸四五十年前迄上京一	二三千貫目の身上	限者では、三千貫目余の分り、四五十年前は京の三条の身上と沙汰あり、四五十年前親ののとと沙汰あの。	目の身上	黄檗の禅法を聞くの竜宮と呼ばれる、江カ所、千貫目余を構え栄耀、鳴滝山	衣棚に常設の能舞台 をこらす、遊芸 がいる。 をこらす、遊芸 をこらす、遊芸 をできる。 を造りに をできる。 を でして、 と で と で と で と で と で と で と で と で と で と
室町通仏光寺下ル丁	室町通中立売下ル丁	ル町	烏丸通三条下ル町		方南)	
上澄商売		夫) 村 ( で ) 大 ( で ) 大 ( 当 ) 大 ( 当 )	(金融業) (金融業)			
大名貸	者、遊郭狂い、大名貸二代目好意不行跡	大名御用金 大名御用金	大名貸	大名貸 大名貸 不行跡、	不行跡者、奢侈に	量者で営業不振、三 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
身上潰	質物に入れ、潰諸道具売却、居宅は	大方身上無	右衛門身上半潰ニ十年前、今の与三	身上支障	余、一二歩の分産二軒潰、借銀千貫目	
売完代目元の上澄商		道具迄売却し逼塞	幽 か に 相 続	り京を離れるり京を離れる	に で に に に に に に に に に に に に に	

	身上潰	掘削に失敗二十年前より両替店	糸商	大宮糸屋町樋の口	葉百余軒のきを並ぶ四陣の長者殿、同じの長者殿、同じの長者殿、同じの長者の商人、		片木勘兵衛
大坂の一家大和屋が 大黒屋の店を取立、	家居所もなくなり、出	借銀の安売商法で損銀、三代目九左衛門呉服	<b></b>		七八百貫目の身上	店、一名富山という 直、一名富山という	衛門 大黒屋九左
逼塞	自元居宅を明	大名貸		西洞院竹屋町上ル丁		親自仙	家原 自元
不行跡者、漸に暮す	身上潰	の宗匠、盲目、大名貸る、法躰となり茶道不行跡、女色にふけ二代目新兵衛(素朴)			親の代は一二千貫目	親道甫	薩摩屋新兵衛
	十七八年前身代潰	を山師にだまさる 州金峯山の金山開発 者、歌鞠を好む、和 二代目長右衛門栄耀	薬種商	丁二条通新町西へ入ル	京一番の薬屋		衛門屋長右
	に潰に滑いている。	分く、家業怠惰三代目に身代二つに	小間物商	東洞院三条下ル丁	二千貫目程の身上	州白子出身元祖太郎右衛門は勢	右衛門本郎
	兵衛代潰	奢者、大名貸三代目市兵衛不行跡	長崎商人	室町通御池町	限一生に二千貫目の分	売るこで長崎へ通い商屋清兵衛の手代、別屋清兵衛は同町藤	藤屋市兵衛
逼塞	郎代潰二代目平三	大名貸		四条通	四条通一番の身上 四千貫目の大名貸、 二十四五年前迄、三	戸通の道具屋	田辺屋平三郎
今一軒も無	三十四五年前潰	大名貸		室町通蛸薬師町	名貸 軒あり、いずれも大 花房一家同町に五六	り 旗本に同姓の一家あ な字花房、屋号丸屋	花房 一党
両替屋を営む跡、室町通御池町で跡、室町通御池町で	三十四五年前潰	敗を望み失め、大名貸、両		移住(四十四五年前) 御池通西へ入ル丁へ (親の代) →西洞院 室町御池町西がわ	千四五百貫目の分限		育足屋 久 左

/4- 1	-tot:	,tule	/4	. 1	
衛門 門 屋物 左	菱屋十右衛門	柴田宮内	衛 門 屋 長 左	中川清三郎	家城太郎次郎
を継ぐ衛門名跡でを継ぐ		とする 仲(宮内)を婿養子 人、水野玄蕃の子左 養父は卜玄という浪	親の代より関東問屋	故、伯父常印	勢州伊沢出身
知らる知らるとは、一般より以上に世上にの一番、勝気者で分の一様、勝気者で分のである。	千貫目の身代三四十年前親代は二		は一二番の商高関東の物産の問屋で	伯父は慥成身上 皆御用を勤む、親、 計あり、幕府の御為 江戸に町屋敷十カ所	江戸店は名代の大店
入ル丁押小路通柳馬場東へ	御池町	堺町通二条下ル丁	間の町二条下ル丁	町 で で で で で で で で で で で で で	筋 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
両替商	巻 物 商		関東問屋		呉服商
大名貸、借銀	者に居宅をもち不行跡今の十右衛門店の外	利子増えるの借銀をする、借銀宮内は「死に一倍」	身上差支り上差支を関い、十七才の自分で勘定、古手代を疑い、十七才手代を疑い、十七才	貫目の借銀のち共に出家、妻娘のち共に出家、妻娘のち共に出家、妻娘が世、京にて三四百がせ、京にて三四百がせ、京にの三四百がは、惣領清三郎、弟妻のの告述に出家、妻娘がは、一十年前死	銀重なる
身上先相続	身上潰	に取らるとは貸主北脇市兵衛	渡す。問屋株を人手に	再び身代の世話ま、常立(孫三郎)夫婦四年前に死ま、常立(孫三郎)	町の両替店一カ所に町の両替店
	家財沽却	宮内離縁し立退	寒 幼年の子を引つれ逼	口銭取を勤むの清三	